

茨城県立医療大学エコ・キャンパス推進部会規程

平成22年9月22日

医療大訓第 3 号

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学における省エネルギー及び省資源化を推進するため、茨城県立医療大学総務委員会規程(平成7年医療大訓第6号)第6条の規定に基づき、茨城県立医療大学エコ・キャンパス推進部会(以下「部会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務委員会委員長
- (2) 各学科及び各センターから推薦された専任教員それぞれ1名
- (3) エネルギー管理員
- (4) 総務課長
- (5) 附属病院から推薦された職員
- (6) 教務課から推薦された職員
- (7) その他総務委員会が必要と認めた者

2 前項第2号、第5号、第6号及び第7号の部会員は総務委員会委員長が任命する。

(審議事項)

第3条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 月別のエネルギー使用実績及び省資源化に係る実績並びに目標達成状況に関する検証
- (2) 管理標準及び中長期目標の設定及びその見直し
- (3) 省エネルギーに関する設備の改廃の検討
- (4) 省エネルギー及び省資源化に関する啓発活動の検討
- (5) その他省エネルギー及び省資源化に関する事項

(任期)

第4条 第2条第2号、第5号、第6号及び第7号の部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、欠員により新たに部会員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に部会長を置き、総務委員会委員長をもって充てる。

(会議)

第6条 部会長は、部会を招集し、その議長になる。

- 2 部会長に事故あるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を代行する。
- 3 部会は、部会員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会において議決を要する事項は出席部会員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 5 部会は年4回開催するものとする。
- 6 部会長が必要と認めるときは、臨時の部会を開くことができる。

(関係者の出席)

第7条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の教職員、委託業者その他の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(作業グループ)

第8条 部会は、必要に応じて作業グループを設置することができる。

(事務)

第9条 部会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年9月22日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第4条の規定に関わらず、この規程の施行後最初に任命される部会員の任期は、平成23年3月31日までとする。